

財世界人権問題研究センター所長・同志社大学法学部教授 安藤 仁介

皆さんは「人権教育のための国連一〇年」をご記憶でしょうか。国連一〇年は、一九九四年、国連総会が「一九九五年以降の一〇年を人権教育の強化促進に充てる」ことを決議して始まりました。その一〇年を引き継ぐ形で、二〇〇五年に始められたのが、国連「人権教育のための世界プログラム」です。世界プログラムでは、まず第一段階として三年の期間を定め、そのうえで初等・中等教育における人権教育に重点を置いていきます。

プログラムは教育活動を進めるための九つの原則を

示していますが、そのなかで人権が普遍的なものであり、すべての人に保障されるべきものであることを強調しています。もちろん人にはそれぞれ生まれ持った個性や特徴があり、他人と違う点が少なくありません。したがって自分と他人との違いを正面から認め、それをお互いに尊重すること、自分と違うからといって差別しないこと―それこそが人権教育の基礎であり、そのためには世界人権宣言などの知識を身につけ、知識を実行に移す訓練が必要なのです。

人権は普遍的で世界共通のものですが、教育活動の

九つの原則はまた、人権教育が異なった文化や歴史に踏まえるべきことを指摘しています。さらに日常生活に根差しながら社会を変えるような力を育むことを重視しています。言い換えれば世界にはいろいろな文化や歴史があり、それは社会の日常生活に反映されているが、普遍的な人権を実現するために必要な場合には、それを変える力を持つことが大切なのです。

今日でも世界には、特定の個人を崇拜させその支配を続けるために、きわめて偏った「教育」を住民に押し付けている政府が残っています。「人権教育のための国連一〇年」や「人権教育のための世界プログラム」はそうした「教育」を廃し、すべての人の幸せに繋がる「教育」を実現することを目指しているのです。

